

整理番号	計調-法申-27
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	壁面線の指定がある場合の容積率の特例許可
概要	建築基準法第52条第11項では、前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が基準に適合すると認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、容積率制限の規定が適用される旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	・建築基準法第52条第11項
審査基準	申請建築物の敷地条件等について、特定行政庁が次の基準に適合すると認めて建築審査会の同意を得たものについて許可を行います。 一 当該建築物がある街区内部における土地利用の状況等からみて、その街区内部において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。 二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	
備考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。